

かすが

電柱・街路樹などに取りつけられた

はり紙や**立て看板**は

みんなの迷惑です!



違反広告物をなくして 美しい街並みを取り戻しましょう

皆さんは、歩道を歩いていて、電柱などに無造作にくくり付けられた立て看板に危ない思いをしたり、風俗ポスターに不快感を覚えたりしたことはありませんか。

確かに、屋外広告は効果的な宣伝手段ではありますが、無秩序にはらんすれば街の美観を損なうばかりか、電柱の立て看板のように危険な障害物ともなりかねません。

これらのことから、県では「屋外広告物条例」を設けて、立て看板などの設置者への指導を行ってきました。

市でも、県から任命された違反広告物除却推進員と協力して、定期的に違反広告物の一斉除去作業を行うなど、街の美化と危険防止に努めています。

しかし、違反広告物は後を絶ちません。除去しても除去しても、「雨後のたけのこ」のように取りつけられています。まさにいたちごっこなのです。

そこで、何が違反広告物になるのかについて、わかりやすくその内容をまとめました。

「感性発信都市・かすが」が目指すゆとりを感じる美しい街づくりのために、皆さんのご協力をお願いします。



春日市と福岡県では、次の場所での広告物設置を禁止しています。

これらの場所や物に取り付けられた立て看板やはり紙などは違反広告物として除去されます。

- ① 電柱や街路灯
- ② 街路樹
- ③ 信号機や歩道のさく
- ④ 公衆電話ボックス
- ⑤ 公衆便所や郵便ポスト
- ⑥ 幅
- ⑦ 銅像や記念石碑
- ⑧ 古墳や墓地
- ⑨ その他知事が指定した禁止区域



※ 平成10年12月に、春日市土木協会の会員や春日市少年相談員のボランティアにより、市内全域の立て看板やはり紙などの違反広告物が一掃されました。
問い合わせ先 土木課維持係



△1枚1枚、街路樹から取り外して



△こんなにたくさんの違反広告が…

移動図書館「たんぽぽ号」 ステーション変更のお知らせ



市民図書館の移動図書館「たんぽぽ号」は、図書館から遠い人にも、気軽に本を読んでもらおうと約2,500冊の本を積んで市内16か所のステーションを巡回しています。

4月1日から、このたんぽぽ号の巡回ステーションが、一部変更になります。

問い合わせ先 市民図書館

☎ (584) 4646

移動図書館「たんぽぽ号」巡回スケジュール

※ ③⑤⑦は新しくステーションになる場所です。
※ 今回廃止した「いきいきプラザ」「須玖南公民館」「惣利公民館」を利用していた人は、最寄りのステーションを利用ください。

たんぽぽ号の休み

- 祝日 ● 毎月最後の日
- 12月28日～1月4日
- 特別整理期間 (年1回)



	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前 10:30 ～ 11:15	① 須玖児童センター 	⑤ 上白水第2公園 	⑨ 泉公民館 	⑬ 須玖北公民館
午後 1:30 ～ 2:15	② 毛勝児童センター 	⑥ 下白水北公民館 	⑩ 春日原公民館 	⑭ 千歳公園
午後 2:30 ～ 3:15	③ 塚原台第2公園 	⑦ シリシヤガーデン 	⑪ 春日公民館(春日社務所) 	⑮ 春日運動公園
午後 3:30 ～ 4:15	④ 天田公園(春日公園) 	⑧ 日の出ふれあい公園 	⑫ 松ヶ丘公民館 	⑯ 上白水公民館

④ 職員の初任給の状況

学校卒業後、直ちに職員に採用された場合の初任給と、採用後2年を経過した時点での給料月額、次のとおりとなっています。

(平成10年4月1日現在)

区分	春日市		国		福岡県	
	決定 初任給	採用2年 経過日の 給料月額	採用2年 経過日の 初任給	採用2年 経過日の 給料月額	決定 初任給	採用2年 経過日の 給料月額
一般 行政職	円 174,200	円 195,600	円 174,200	円 188,500	円 181,400	円 195,600
技術 労務職	円 146,300	円 163,600	円 141,700	円 151,600	円 146,300	円 157,500

(注)1 これらの額は、平成10年度給与改定後の額です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職員の給料月額は、普通昇給(1年間に1回昇給)や人事院勧告に準じた給与改定により、経験年数が増すに従って増えていきます。経験年数が10年、15年、20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりとなっています。

(平成10年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 275,160円	332,275円	389,114円
	高校卒 242,700円	290,300円	該当者なし
技術労務職	該当者なし	該当者なし	326,600円

(注)1 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数を、採用前に民間に勤務した経験のある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、平成10年地方公務員給与実態調査に基づくもので、平成10年度給与改定前の額です。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑性、困難性や責任の度合に基づき、給料表に定める級に格付けされることになっていますが、一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数と構成比は、次のとおりとなっています。

(平成10年4月1日現在)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	主任	主査	主任	主事	主事	主事	
職員数	9	32	43	126	32	82	44	11	1	360
構成比	2.4%	8.4%	11.3%	33.1%	8.4%	21.6%	11.6%	2.9%	0.3%	100%
1年前	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構成比	2.4%	8.4%	8.4%	35.6%	8.4%	20.6%	12.4%	3.5%	0.3%	100%
5年前	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構成比	2.0%	7.8%	5.7%	28.7%	19.3%	21.8%	8.5%	4.0%	1.2%	100%

※ 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

⑦ 昇給期間短縮の状況

職員の昇給期間短縮の状況は、次のとおりです。

区分	合計		行政職		技術労務職	
	9年度	8年度	9年度	8年度	9年度	8年度
職員数(A)	489人	469人	423人	419人	46人	50人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	122人	67人	103人	53人	19人	14人
比率(B)/(A)	26.0%	14.3%	24.3%	12.6%	41.3%	28.0%

春日市職員の

給与と職員数

をお知らせします

市職員の給与と職員定数についての実態を公表します。

① 人件費の状況

平成9年度中に市長、助役、収入役などの特別職の職員と一般職の職員に支払われた人件費の総額は40億3,322万3千円で、市の歳出総額の15.6パーセントとなっています。

(※普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口	歳出総額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	8年度の 人件費率
9年度	(103,316人) 101,821人	千円 25,805,755	千円 4,033,223	% 15.6	% 16.0

(注)1 人件費には、市長、議員などの特別職の職員に支給される給料または報酬、一般職の職員に支給される給料や手当のほか、共済組合負担金、退職手当、災害補償費などが含まれています。

※ 普通会計とは、全体から国保会計、老人会計、下水道会計などを差し引いたものです。

参考 9年度の春日市の人件費率(歳出総額に占める人件費の割合)は上の表のとおり15.6%ですが、この人件費など経常的経費の歳出総額に占める割合が小さく、建設事業などの投資的経費の割合が大きいほど、財政が弾力的で健全だとされています。

② 職員給与費の状況

平成10年度の一般職の職員422人の給与費の予算額は、31億9,712万2千円で、1人当たりの給与費は757万7千円となっています。

(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			1人当たり額 B/A	
		給料	職員手当	計-B		
10年度	人 422	千円 1,825,102	千円 424,387	千円 947,633	千円 3,197,122	千円 7,577

(注)1 給与費と職員数は、当初予算の額と人数です。

2 職員手当には、退職手当と児童手当は含まれていません。

③ 職員の平均給料・平均給与月額と平均年齢の状況

一般行政職と技術労務職の職員の平均給料月額などは、次のとおりとなっています。

(平成10年4月1日現在)

区分	一般行政職			技術労務職		
	平均給料月額 (基本給)	平均給与月額 (手当を含む)	平均年齢	平均給料月額 (基本給)	平均給与月額 (手当を含む)	平均年齢
春日市	円 347,055	円 395,432	歳 41.1	円 378,249	円 411,978	歳 51.4
国	円 315,850	円 —	歳 39.3	円 283,812	円 —	歳 47.8
福岡県	円 345,982	円 400,483	歳 40.2	円 342,505	円 385,940	歳 46.1

(注)1 これらの額は、平成10年地方公務員給与実態調査に基づくもので、平成10年度給与改定前の額です。

2 国の平均給与月額は、公表されていないため不明です。

※ 一般行政職とは、行政職の職員のうち税務職、看護婦と保健婦職の職員を除いたものです。

☆扶養手当、住居手当、通勤手当

(平成10年4月1日現在)

区 分	内 容	支給額(市)	国の制度との異同および異なる内容
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されます。	配偶者1人当り75,000円、3人以上2,000円(配偶者なし1人当り11,000円、扶養親族でない配偶者がある場合の1人当り6,500円)、特定期間加算(子の扶養費者16~22歳)5,000円。	(国と同じ)
住 居 手 当	借家に居住し一定額を超える家賃を支払っている職員、または持家に居住している職員に支給されます。	借家居住者(支給限度額)27,000円 持家居住者3,900円	国においては、持家居住職員の場合は1,000円(家を取得した日から5年を経過するまでの間は2,500円)ですが、本市の場合は、一律に3,900円です。
通 勤 手 当	通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担している職員、または交通機関以外(自動車など)で通勤している職員に支給されます。	運賃相当(支給限度額)50,000円	国は、原則として通勤距離2km以上の者を対象にしていますが、本市は通勤距離1km以上の者を対象にしています。

(注) これらの額は、平成10年度給与改定後の額です。

⑨ 給与水準の状況

春日市の給与水準を国と比較する一つの方法として、ラスパイレズ指数による方法があります。このラスパイレズ指数は、職員構成を同一にして、職種別、学歴別や経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものであり、国を100とした場合、平成10年4月1日現在の本市職員のラスパイレズ指数は103.4となっています。

⑩ 特別職の報酬などの状況

市長、助役や収入役の給料月額と市議会議員の報酬月額は、次のとおりとなっています。また、これらの職員には期末手当が支給されますが、その支給率は年間4.05月分となっています。

(平成11年1月1日現在)

区 分	報酬等月額	期 末 手 当	
		(10年度支給割合)	
市 長	970,000円	6月期	1.6月分
助 役	804,000円	12月期	1.9月分
収 入 役	737,000円	3月期	0.55月分
		計	4.05月分
議 長	593,000円	※ 役職などによる加算措置あり。	
副 議 長	519,000円		
常任委員長	484,000円		
議 員	474,000円		

●この記事は6ページにつづきます。

⑧ 職員手当の状況

各種手当は、それぞれの状況によって支給されます。

☆期末・勤勉手当、退職手当

(平成10年4月1日現在)

区 分	支 給 月	市		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期 末 手 当 勤 勉 手 当		(10年度支給割合)		(10年度支給割合)	
	6月期	1.6月分	0.6月分	1.6月分	0.6月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.55月分	—	0.55月分	—
	計	4.05月分	1.2月分	4.05月分	1.2月分
		職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり		職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	
退 職 手 当	区分	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	47.5月分	62.7月分
	普通退任者	60.0月分	62.7月分	60.0月分	62.7月分
	退職時特別恩給	20年以上勤続1号給	1~2号給	20年以上勤続1号給	1号給
	その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	(国は公表していない)
9年度1人当たり平均支給額	自己都合 定年・勤奨 21,359千円	ナシ			

☆調整手当

調整手当	支 給 率	6 %
(9年4月1日)	支給対象職員数	469人
	国の制度(支給率)	1 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(9年度)	260,159円

※調整手当とは、物価や生計費が特に高い地域に勤務することを考慮して職員に支給される手当です。

☆特殊勤務手当

区 分	全 職 種		
	職員全体に占める手当支給職員の割合	10.4 %	
支給対象職員1人当たり平均支給年額	82,033円		
手当の種類(手当数)	7種類		
特 殊 勤 務 手 当 (9年4月1日)	代 表 的 な 手 当	支給額の多い手当	社会福祉業務手当 月額5,000円 徴収手当 月額4,000円 施設勤務手当 月額4,000円
		支給されている職員が多い手当	施設勤務手当 11人 徴収手当 10人 社会福祉業務手当 7人

※特殊勤務手当とは、危険、不快、不健康または困難な職務に従事する職員に対して支給される手当です。

☆時間外勤務手当

時間外勤務手当	9年度	支 給 総 額	118,276千円
		職員1人当たり支給年額	252千円
	8年度	支 給 総 額	115,187千円
		職員1人当たり支給年額	246千円

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成9年	平成10年		
一般行政部門	議 会	6	6		
	総務企画	82	86	4	行政改革推進および行政改革大綱見直しに伴う業務増、OA推進体制の強化など
	税 務	37	37		
	民生	119	116	-3	保育所保育士の退職不補充など
	衛生	25	25		
	農林水産	2	2		
	商工	1	1		
土木	64	64			
小 計	336	337	1		
特別行政部門	教 育	106	106		
	小 計	106	106		
公営企業等 会計部門	下 水 道	15	16	1	下水道使用料の賦課徴収業務増
	国 保	12	12		
	老人医療	1	1		
	小 計	28	29	1	
合 計	470	472	2		

注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

② 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

① 定員適正化目標

本市の人口は、増加率が以前と比べ低下したとはいえ、毎年増加しています。

これにより行政事務も増加し、職員の増員も余儀なくされますが、本市の行政改革大綱においては、単に人口に比例した職員の増員を行うのではなく、下記のとおり算式を定め、増員の抑制を行っています。

$$\text{増員上限数} = \text{前年度の職員数} \times \text{人口増加率} \times (1 - \text{逓減率})^n$$

※ 逓減率は行政改革大綱で0.1以上と定められています。また、nは経過年数です。

参考

平成10年度の
増員上限数(端数切り上げ)

$$\text{平成9年度の職員数}(470人) \times \frac{\text{平成9年4月1日の人口}(100,429) - \text{平成8年4月1日の人口}(99,131)}{\text{平成8年4月1日の人口}(99,131)} \times (1 - 0.1)^2 = 5人$$

② 定員適正化手法の概要

定員適正化においては、増員の抑制に取り組んでいくことが重要になります。

このことは、増加する事務量に対して効率的に対応していくことであり、OA化(事務作業の機械化)をはじめ民間委託の推進を行っていくものです。

また、組織が肥大化しないよう簡素化を図るとともに、職員の効率的配置により人件費の抑制にも努めていくこととしています。

③ 定員適正化計画(増員抑制計画)の進み具合

(各年4月1日現在)

区 分	平成8年 (計画前年)	平成9年 (1年目)	平成10年 (2年目)
増員抑制計画(上限)		4人	5人
増員		0人	2人
職員数	470人	470人	472人

※ 上記①参考のとおり平成10年度の増員上限数は5でしたが、事務改善と業務手法の見直しなどにより増員数は2に抑えました。

春日市では、全国の市に先駆けて情報公開制度を採用しています。給与や職員数について分からないことや、もっと詳しく知りたいことがありましたら、電話で問い合わせるか、情報公開コーナー(市役所2階)へお越しください。個人のプライバシーを侵害しない範囲でお答えします。

(人事法制課)

お知らせ



イラストコーナー



あなたへのイラスト募集
はがきに縦書き、白黒で描いたはがきと描いて、表に住所氏名、年齢(学年)、電話番号を書いて送ってください。ペンネームも可。(掲載した人には特製テレカ進呈)

催し

ドリームひこうせん布展
夢を織る―手織りと仲間たち―

共同作業所ドリームひこうせんでは、仲間たちが織り上げた感性あふれる布展を行います。たくさんのお客をお待ちしています。

日時
▽3月23日(火) 正午～午後5時
▽3月24日(水) 午前10時～午後5時
▽3月25日(木) 午前10時～午後3時

※ 3月24日は体験コーナーも行う予定です。
場所 ふれあい文化センターギャラリー(大谷6-24)
問い合わせ先 ドリームひこうせん

☎(393) 7607

スペースワールドに無料で入ってただで遊べる障害者福祉招待事業

(株)スペースワールド(北九州市八幡東区)では、県内の障害者を招いて、スペースワールドを無料で開放します。

期間 4月6日(火)まで
内容 スペースワールドへの入園とエイリアンパニック、ドラえもんワールドなど3アトラクションが無料で楽しめる
対象 県内在住で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人とその介護者(同伴者) 1人

利用方法 スペースワールド正面玄関横の団体窓口で、各障害者手帳を提示する
問い合わせ先 スペースワールド 営業総括課 中野

☎093(62) 3445

スポーツ

市民バドミントン大会

日時 4月18日(日) 午前9時～午後6時
場所 市民スポーツセンター2階 競技場(大谷6-28)
対象 高校生以上の市民、および市内に通勤・通学する人

種目
▽一般男子シングルス・ダブルス(A、B、Cクラス)
▽一般女子シングルス・ダブルス(A、B、Cクラス)
参加費 1人1種目千円(高校生は800円)
申込方法 はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、出場種目(クラス)を記入し、4月5日(月)までに申し込む
申込・問い合わせ先 神沼婦子

☎816-0821若菜台東

4月1日から 県の事務の一部が 市に移ります

これまで、県の各機関で受け付けていた次の事務を、4月1日からは市で受け付けます。

- ① 野生鳥獣捕獲及び調査等の許可に関する事務
県福岡農林事務所
市地域づくり課
- ② 屋外広告物の掲出許可に関する事務
県那珂土木事務所
市都市計画課
- ③ 屋外広告物の除去など
県那珂土木事務所
市道路管理課



会長杯テニス大会

日時 4月25日(日)(雨天の場合は4月29日(木))
会場 市民スポーツセンター・若菜中央公園テニスコート
種目 男・女ダブルス
参加資格 市民および市内の事業所に勤務している人、または市テニス連盟に所属して

参加料 1ペア 2,000円(当日受付で納入)
申込方法 往復はがきにペアの住所、氏名、年齢、勤務先を記入し、4月16日(金)(必着)までに申し込む
申込・問い合わせ先 春日第一幼稚園(☎816-0851昇町) 2-85
☎(393) 3977
※ 試合の組み合わせは当日会場で発表します。



健康

健康度測定 4月分参加者募集

毎年、健診を受けるのと同様に、健康度測定を受けて、健康づくりを見直ししてみませんか。

日時 4月20日(火) 午前10時～11時、正午～

場所 いきいきプラザ健康度測定室(算町1-120)

内容 ○診察・肥満度チェック○最大酸素摂取量の測定(自転車エルゴメーターを約16分間こぎます)○健康度の評価

対象 市内に居住または勤務する20歳以上の人

定員 30人(定員になり次第締め切り)

料金 2,100円

申込方法 電話で申し込む(随時)

予約制

申込先 健康課

☎(50) 1134

※ 事前(3か月以内)に市で行う基本健康診査または同程度の内容の健康診断を受けることが必要です。

予防接種

ポリオ・小児マヒ

生後3か月から90か月未満の乳幼児を対象に、ポリオ生ワクチンの投与を行います。

6週間以上の間隔で2回飲ませます。間隔が1年以上開いていてもかまいません。必ず2回飲ませてください。

日程 4月1日(木)・2日(金)・6日(火)・7日(水)・20日(火)・21日(水)・27日(火)・28日(水)

会場 いきいきプラザ(算町1-120)

受付時間 午後1時30分～2時15分

持ってくるもの 母子健康手帳

料金 無料

注意事項

○下痢をしている人、口内炎のある人、抜歯直後の人には飲ませることができません。

○突発性発疹、風疹、はしか、水ぼうそう、帯状疱疹、はしかなどのウイルスによる急性感染症にかかった人は、治癒後4週間経過後にないと飲ませることができません。

問い合わせ先 健康課

☎(50) 1134



健康ウォーキング教室 参加者募集

健康づくりと体力づくりの基礎をいっしょに学ぶウォーキング教室を行います。

笑顔で歩こう!! 緑と湖の街並みを 春日市 ウォーキング 読本を無料で お渡しします



市と市健康づくり推進協議会は、市民の健康づくりやわが街再発見に役立ててもらうため、「春日市ウォーキング読本」を発行しました。

「奴国ロマンとナギの道」「春日公園とお宮の道」「白水池と水城の道」の3つの散歩コースや、歩くことの効用をパンフレットにまとめたものです。希望者には無料でお渡ししています。

日程・内容

▽4月22日(木) オリエンテーション・基礎測定・歩き方チェック

▽4月27日(火) 健康ウォーキングの基本

▽5月11日(火) ウォーキングと消費カロリー

▽5月20日(木) 靴選びのチェックポイント

▽5月25日(火) ウォーキングのためのストレッチング

▽6月1日(火) 基礎測定・終了証授与

※ 天候により内容を変更することがあります。

時間 午前10時～正午(受付 午後

配布場所
▽市役所(市民課、広報広聴係、都市計画課)
▽市民スポーツセンター

▽いきいきプラザ

▽黒宮春日公園管理事務所

▽白水大池公園管理事務所

▽奴国の丘歴史資料館

問い合わせ先 健康課

☎(50) 1134

前日9時30分)

場所 市民スポーツセンター

対象 市内に住む20歳以上で、できるだけ全日程参加できる人

定員 40人(定員になり次第締め切り)

参加費 1,000円

申込方法 往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号、参加動機を記入し、4月2日(金)までに郵送する

申込・問い合わせ先 社会体育課(〒816-0831大谷6-1)

☎(50) 3234

☎(50) 3234

**健康度測定室
日曜日特別教室4月分**

いきいきプラザ2階の健康度測定室では、だれでも利用できる日曜日特別教室を行います。

自転車のタイヤチューブを使った簡単な体操を4月から始めます。

この機会に健康づくりにチャレンジしてみませんか。

○自宅でできるチューブ体操 (予約不要)

運動しやすい服装でおいでください。

チューブはこちらで用意します。(室内持ち参)

日時 4月4日
午前10時～(1時間程度)

場所 いきいきプラザ
2階アリーナ

○1日体験コース(要予約)

自転車エルゴメーターをこいでみませんか。体脂肪測定も行ないます。

日時 4月4日
午後2時～、3時～

○諸機能検査(要予約)

皮下脂肪・柔軟度・握力・敏しょう性などを測ります。

日時 4月18日 午前10時～、11時～、午後2時～、3時～

○エアロビクス(予約不要)
運動しやすい服装でおいでく

ださい(室内持ち参)。

日時 4月25日 午前10時～11時30分、午後2時～3時30分

場所 いきいきプラザ
2階アリーナ

予約・問い合わせ先 いきいきプラザ内健康度測定室

☎(50) 1134



老人医療あれこれ
4月1日から一部負担金が
変わります

老人医療証を持っている人が病院などにかかった時に支払う一部負担金が、4月1日から、入院・外来それぞれに次の額になります。

入院一部負担金 1日1,200円

外来一部負担金 1回530円まで(同一月内に同じ病院には4回まで)

詳しくは、問い合わせください。

〔国民年金課医療係〕

退職者医療

退職者医療は、届け出をしないと病院などで支払う一部負担金が安くなる制度です。

区分	一部負担金の割合	
	入院	外来
退職被保険者	2割	
退職被扶養者	2割	3割

対象となるのは

国民の加入者で、厚生年金または共済年金の老齢(退職)年金をもらっている人です。

ただし、厚生年金などの加入期間が20年以上、または40歳以後に10年以上の人に限りです。

※ 国民年金の期間は、計算に入りません。

※ 老人医療をお持ちの人は、対象になりません。

届け出に必要なもの

○国民の保険証

○年金証書

○厚生年金などの加入期間証明(加入期間が20年未満の人)

○印かん

詳しくは、問い合わせください。

〔国民年金課国民保〕

健康家庭・健康老人表彰

市では、国民に加入している世帯および老人医療証を持っている人のうち、一定期間、病院などからなかった世帯(人)を毎年表彰しています。

平成10年度は、健康家庭表彰が1,135世帯、健康老人表彰が678人でした。

受賞した皆さんには、記念品を贈呈しました。おめでとうございました。

皆さんも、健康づくりに取り組み、健康表彰にチャレンジしてみませんか。

詳しくは、問い合わせください。

表彰の区分	健康家庭表彰(国民加入世帯)		健康老人表彰(老人医療受給者)	
	表彰期間	世帯数	表彰期間	人数
1年表彰	上半期 平成9年4月～同年9月	341	平成9年3月～同年8月	164
	下半期 平成9年10月～平成10年3月	387	平成9年9月～平成10年2月	224
2年表彰	平成9年4月～平成10年3月	407	平成9年3月～平成10年2月	152
3年表彰	制度なし		平成8年3月～平成10年2月	138

**健康づくり
ワンポイント
アドバイス**

栄養・運動・休養で生活習慣病を予防しましょう。

▼栄養

1日30食品とろう
いろいろな栄養素を、六つの食品群からバランスよくとりましょう。1日に30食品を目標に多彩な食生活を。

▼運動

生活の中に運動習慣を
運動不足は、血管など体内のあらゆる組織を衰えさせます。自分に合った運動を続けて、病気に負けない身体をつくりましょう。

▼休養

積極的に休養をとろう
休日には、家でゴロゴロばかりでなく、屋外に出かけたり、趣味にいそしんだり積極的に休養をとるようしましょう。

〔国民年金課国民保〕



講習・講座

働きたい女性のための
技術講習会

県女性就業援助センターでは、技術講習会を行います。長く職場を離れていて再就職を希望する女性が対象です。

ワープロ（ビジネス文書作成のための基本操作の習得）

期間 4月7日（木）～5月18日（火）

（原則として毎週火・金曜日の計21日間）

時間 午前10時～午後4時

定員 20人（面接のうえ選考）

会場 前原市佛く婦人の家（前原市神在1-4-08-1）

受講料 無料（ただし、教材費などは自己負担）

申込方法 3月23日、24日に、県女性就業援助センター ☎（☎24338）まで電話で

申し込み（この時に面接の日時を決定します）

コミュニケーションカレッジ びざんざ・ねっと閉講式

コミュニケーションカレッジ、びざんざ・ねっとの閉講式を行います。コース別の実践発表があります。皆さんぜひ出席ください。

日時 3月19日（金）

午前10時から

場所 ふれあい文化センター2階

大会議室（大谷6-24）

問い合わせ先 社会教育課 ☎（☎）4121

筑紫地区高齢者大学 受講生募集

高齢者が、学習を通して仲間づくりや社会活動の機会をつくるための講座です。

開講期間 6月30日（木）～平成12年3月1日（木）

対象者 筑紫地区に住む60歳以上で、継続して受講できる人

内容

○基礎科目（全員受講）

日程 毎月第1・第3水曜日

時間 午前10時～正午

場所 ふれあい文化センター（大谷6-24）

○選択科目

①歴史コース (40人)

②健康づくりコース (40人)

③音楽コース (40人)

日程 毎月第1・第3水曜日

時間 午後1時20分～4時20分

場所 ふれあい文化センター

④太極拳コース (40人)

⑤邦楽コース (40人)

日程 毎月第2・第4金曜日

時間 午後1時20分～4時20分

場所 大野城まどかびあ（大野城市曙町2-3-1）

※ 基礎科目と選択科目の両方も受講してください。

受講料 無料（ただし、保険代など2,500円と選択科目

人権教育のための国連10年 女性問題

1995年から2004年までの10年間は、「人権教育のための国連10年」です。

昨年5月には、「人権教育のための国連10年」福岡県行動計画が策定されました。その中の重要課題の一つに「女性問題」があげられています。

男女共同参画社会をめざして国連は、性に基づく差別の禁止を重要な課題として、積極的な取り組みを進め、女性の地位向上を目指して、1975年を「国際婦人年」に、1976年から10年間を「国連婦人の10年」として設定。世界規模での女性の地位向上と権利の確立に努めてきました。

わが国においても、1985年の「女子差別撤廃条約」批准に先立ち、「国籍法」の改正、「男女機会均等法」の制定などの整備が行われてきましたが、

これらの問題を一日でも早く解決するために、春日市においても「春日市女性行動計画」（1995年～2004年）を策定しました。

私たちの手で、女性と男性がともに「生き生きと平等」に暮らし、ともに参画してつくる地域社会、「男女共同参画社会」をつくりましょう。

（厚生課人権啓発係）

での教材費は自己負担

申込方法 社会教育課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、申し込む

申込期間 4月1日（木）～30日（金）

（平日の午前9時～午後5時）

申込・問い合わせ先 社会教育課（ふれあい文化センター内） ☎（☎）4121

募集

ヘルスリーダーに
登録しませんか

これまでにヘルスアップ教室を
修了した人で、ヘルスリーダーの
登録をしていない人は、ヘルスリ
ーダーに登録しませんか。
ヘルスリーダーは、健康づくり
を地域で実践する市民ボランティア

アです。

活動内容

▽リハビリ教室 体操・レクリエ
ーションにおける教室生への介
助など

▽健康ウォーク ストレッチ、誘
導など

▽託児 乳幼児健診の際に行う兄
弟児の託児

▽ひだまりの会 痴ほう性高齢者
をかかえる家族の会へのサポー
ト

▽地区での活動 公民館活動の手
伝いなど

▽その他 ヘルスリーダー同士の
交流会、勉強会など

問い合わせ先 健康課

☎(区) 1134

参加しませんか

ひだまりの会(春日市痴ほう
性高齢者をかかえる家族の会)

「ひだまりの会」は、日ごろた
れにも言えずに悩んでいる介護者
たちの情報交換やこころのケアな
どを目的に結成されています。
この会では、より良い介護につ

いての学習を深めるとともに、介
護者自身も楽しく過ごすことがで
きるように、さまざまな活動を行
っています。

毎日の介護でストレスがたまっ
ている人や、悩み・不安がある人
は、一度参加してみませんか。

また、この活動を支援してい
ただくボランティアも募集していま
す。

活動内容

○定例会(学習会・情報交換
など)

日程 第3木曜日

場所 春日市社会福祉センター
(昇町3-101)

○サロン(レクリエーション
など)

日程 第3日曜日

場所 いきいきプラザ(昇町1
-120)

○交流会(介護相談など)

日程 毎週月曜日
場所 いきいきプラザ
時間 いずれも午後1時~3時
問い合わせ先 春日市社会福祉協
議会
☎(区) 7225

こんにちは保健婦です

痴ほう性高齢者を 支えるために2

前回は、高齢者の気持ちを理解
しようとする姿勢で接すること
は、高齢者の心の安定につながり、
さまざまな問題行動が緩和される
というお話をしました。

人の役に立ちたい、大事にされ
たいという気持ちはだれにでもあ
ります。だからこそ、高齢者本人
の仕事や役割を自然な形で与える
ことも大切なことなのです。

よく「息子の顔すらわからなくな
った」とこぼす人がいます。わ
かってもらえないからと、自然に
介護から遠ざかってしまうという

悪循環もあるようです。

高齢者が身内の人を理解できな
くなるのも、自分と身内との関係
が身近なものとして感じられなく
なってしまふことが原因としてあ
げられます。いつも一緒にいてく
れる人だけを自分の一番大事な人
として位置づけていくのです。

そうならないためにも、家族の
一人ひとりが、高齢者本人と心を
通い合わせたいという気持ちで共
に介護を行なっていくことが、大
切ではないかと思えます。

自分に「安心感」「やすらぎ」

をもたらしてくれる人かどうかが
は、比較的最後まで理解できてい
るようです。

しかし、高齢者と家族の間には
長い人生において、さまざまな感
情がすでに存在しています。嫁と
しゅうと、夫婦、親子の関係もそ
れぞれであり、お互いが深い愛情
で結ばれているものは限りませ
ん。

当然、その気持ちが介護に反映
され、ましてやいつまで経んでも
知れない四六時中の介護となる訳
ですから、理想論ばかり言っでは
いられないと反論する人もいると
思います。

しかし、痴ほうの高齢者は自分
の意思を上手に伝えきれず、思う
ように行動できないという弱い立
場にあります。介護する人が相手
の立場にたって理解しようという

姿勢で臨まない限り、痴ほうの症
状はますます進行し、介護を困難
にしていくことでしょう。

1日のうち短時間でもよいの
で、優しい会話をゆったりとした
時間の中で持つように心がけてみ
てください。少しずつ何かが変わ
っていくかもしれません。

そして上手に福祉サービスを利用
することで、本人への適度な緊張と
安らぎを与えることもできるので
はと考えます。

高齢者との付き合いにもいつか
は終わりがきます。在宅であれば、
施設であれば、満足した介護がで
きたいと思える人は幸せです。しか
し、たとえ悔いが残ったとしても、介
護を行ったからこそ知り得ること
やふれあいがあるはずで

「老い」を共有することで、自

分の「生き方」をあらためて見つ
めることもできるのではないでし
ょうか。

介護の大変さを知った人ほど、
人に優しくなるものです。介護
という経験を、自分の人生にとっ
てぜひプラスの方向に役立てても
らいたいと思います。

痴ほう性高齢者をかかえる家族
の会「ひだまりの会」は、介護に
ついての学習や情報交換などさま
ざまな活動をしています。自分の
気持ちや悩みを発散させること
で、介護者の顔にも笑顔がみられ
るようになってきました。

介護者が孤立することなく、地
域全体で高齢者を支えていくとい
うふれあいの輪が、もつと広がっ
ていって欲しいと思います。

保健婦 百武 彩子

交通安全指導員募集

市では、一市民の、市民による、市民のための交通安全運動を推進する交通安全指導員を募集しています。

交通安全指導員は、地域住民に対する交通安全思想の普及啓発活動や、通学時における児童の安全誘導活動（月2回）などを行います。

対象 市内に住む20歳から70歳くらいまでの人
募集人員 30人（申込多数の場合、地域や活動条件を考慮して選考します）

任期 4月1日から2年間
報酬 年額28,000円
※ その他、活動に応じて日額3千円を支給します。

なお、制服・制帽などは貸与します。
応募方法 3月25日(木)までに電話またはFAXで申し込む
申込・問い合わせ先 土木課交通係

☎(88) 11111
☎(88) 1143

子どもたちと夏夏の沖縄へ 春日市少年の船スタッフ募集

春日市少年の船実行委員会では、8月1日～5日に行う少年の船のスタッフを募集します。

スタッフは、小・中学生100人を引率して沖縄研修に参加します。

また、沖縄研修以外に、事前・事後研修およびスタッフ会議（4月28日から毎週木曜日の夜）があります。

募集人員 20人程度
対象 高校1年生以上30歳未満の人
参加費 30,000円
申込期間 3月16日(火)～4月13日(火)

申込方法 はがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入し、郵送する
申込・問い合わせ先 春日市少年の船実行委員会（〒816-0831大谷6-24ふれあい文化センター内）

☎(88) 2190
※ 説明会を、4月18日(日)に行います。

相談

県立福岡盲学校の教育相談

県立福岡盲学校では、視覚に障害のある幼児、児童、生徒などの教育相談を行っています。

相談内容 乳幼児からの子育て援助、学校生活に関する相談、援助、歩行や点字、弱

視レンズなどの指導・援助
※ 電話での相談もできます。
相談日時
▽月1金曜日 午前8時30分～午後5時
▽土曜日 午前8時30分～午後12時30分

※ 第2・4土曜日は休みです。
場所 県立福岡盲学校（筑紫野市大字牛島1-14）
問い合わせ先 県立福岡盲学校

☎(88) 1101
☎(88) 8742

市民健康相談

市では、育児や介護の方法、こころや身体の健康について、保健婦が相談に応じています。

また、栄養や食事内容について、栄養士がアドバイスをします。
自分や家族の健康づくりのために、気軽に相談ください。電話相談も行っています。

相談日時 毎日（平日のみ）
午前8時30分～午後5時
相談場所 健康課（箕町1-120 いきいきプラザ内）
☎(88) 1134

無料法律相談所の開設

福岡法務局筑紫支局と筑紫人権擁護委員協議会では、弁護士による無料法律相談を行います。

近づきました統一地方選挙

福岡県知事・県議会議員および春日市長・市議会議員の選挙が4月に行われます。

投票日

▽4月11日(日) 県知事・県議会議員選挙
▽4月25日(日) 市長・市議会議員選挙

郵便投票制度について

身体に重度の障害を持っている人で、投票日に投票所に行けない人のために、在宅で投票できる「郵便投票」の制度があります。

この制度を利用する場合には、あらかじめ郵便投票証明書（7年間有効）を市選挙管理委員会からもらっておく必要があります。

郵便投票証明書の請求は、いつでもできます。ただし、今回の選挙に間に合わせるためには、なるべく3月中旬に手続きをしてください。

対象 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人で、障害の程度が次にある人

はまる人
身体障害者手帳

▽両下肢、体幹、移動機能 1・2級
▽心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1・3級
▽戦傷病者手帳

▽両下肢、体幹 特別項症、第1・第2項症
▽内臓機能 特別項症、第1・第2・第3項症

※ 二つ以上の障害などで、手帳を見ただけでは対象となるかどうか分からない場合があります。その際は市選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

申込・問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局

日時 4月8日(木)
午後1時～4時

場所 福岡法務局筑紫支局1階相談室（筑紫野市大字二日市674-1）

予約・問い合わせ先 福岡法務局筑紫支局

申込方法 3月19日(金)午前8時30

☎(88) 2881

その他

手続きをお忘れなく
健康保険

退職したら国保に加入を
勤務先の健康保険を喪失したら
国保に加入しましょう。
届け出は、2週間以内です。
※ 勤務先の保険を継続したり被
扶養者になる人は、国保に加入
する必要はありません。
国保はさかのぼります

加入届が遅れた場合でも、国保
税は退職時にさかのぼって課税さ
れます。
就職したら喪失届を
勤務先の健康保険ができたなら国
保の喪失届が必要です。

健康保険の加入、喪失に伴い年
金の手続きもお忘れなく。
届け出に必要なものなど、詳し
くは問い合わせください。

問い合わせ先 国保年金課国保係

市内31地区にある公民館は、生

生涯学習の拠点
地区公民館を利用しませんか

生涯学習の拠点として、たくさん
の人に利用されています。
皆さんも、舞踊、習字、生け花
などの活動の場として利用して
みませんか。

利用できる時間や部屋は、各地
区によって異なります。
例えば、大和町地区公民館では、
午前9時から午後9時50分までの
間で、集会室（44畳）、学習室
（18畳）などが利用できます。

地区住民の利用が原則ですが、
地区外の個人、団体、事業所など
も利用できる場合があります。
詳しくは、各地区公民館に問い
合わせください。
（総務課）

労働基準法が改正されました 4月1日から施行

新しい時代の新しい働き方に
対応したルールづくりを目指し
て、労働基準法が改正されまし
た。

今回の改正の主なものは、
▽書面により明示しなければな
らない労働条件の追加（第
15条）

▽1年単位の変形労働時間制の
要件の見直し（第32条の4

ほか）

▽長時間にわたる時間外労働の
抑制（第36条）

▽年次有給休暇の付与日数の引
き上げ（第39条ほか）
などで、4月1日から施行され
ます。

詳しくは、福岡中央労働基準
監督署（☎70-5605）まで
お尋ねください。



ホームドクター 76
ホドクター



喜多山小児科医院

喜多山 弘

おたふくかぜには 何度もかかる？

病名としては、わりとかわいら
しい感じの「おたふくかぜ」は、
別名、流行性耳下腺炎といわれる
急性の伝染性の病気で、はしかや
風しんと同じように、特定のウイ
ルス（ムンプスウイルス）により
起きる全身感染症です。
また、この病気が、学校伝染病
なので、耳下腺の腫れがなくなる
までは登校（園）禁止とされてい
ます。

その主な症状としては、発熱の
あと、左右の耳の下（耳下腺）が
はれて、強い痛みを訴えます。そ
の腫れは片側のこともあり、さら
にあごの下（顎下腺・舌下腺）へ
と腫れがひろがることもあります。
このため、しもぶくれの顔、
いわゆる「お多福の顔」になりま
す。

熱は2〜3日で解熱しますが、
腫れがひくには7日後後かかりま
す。
なお、熱が長く（5日以上）続
いたり、頭痛が強く何回もほどし
たり、耳の下の腫れが赤くなった
りしたときは要注意です。
もう1度医師の診察を！
ときには、髄膜炎、すい炎、難
聴、こう丸炎（成人の場合）を合
併することがあります。
治療 特效薬はありません。熱が
高いときは解熱剤を使用し、腫

れや痛みには冷湿布などの対症
療法をします。
食事 痛みがあるときは、酸っぱ
いもの、よくかまなくてはいいけ
ないものは避けた方がよいでし
ょう。例えば牛乳、みそ汁、プ
リンなどのかまずに飲み込める
ものを食べさせます。
また、耳の下がはれるのは、「お
たふくかぜ」だけではありません。
反復性耳下腺炎というものがあり
ます。この場合、熱はほとんどな
く、片方の耳下腺だけがはれ、そ
の痛みはさほど強くありません。
2〜3日で腫れや痛みは治ります
が、この状態が何度も繰り返しま
す。発病してすぐは、「おたふく
かぜ」と区別がつかないので、一

そこで前もって、「おたふくか
ぜワクチン」を接種するか、また
は血液検査で、「おたふくかぜ」の
抗体があれば、次に耳の下がはれ
た時、休まなくてすみます。
なお、「おたふくかぜワクチン」
の接種は任意となっています。詳
しいことはかかりつけの先生、ま
たは小児科医に相談するとよいで
しょう。

この写真に写っている人
たちをさがしています

写真は、1月ころ、新幹線の車
内で乗り合わせた人が撮影したも
のです。

写真を送る約束をしたそうです
が、預かった住所メモをなくした
ため、市報を通じてさがしていま
す。

心当たりのある人は、広報広聴
係までお知らせください。



お渡しします
平成11年度分の福祉タクシー・
ガイドサービス利用券

市では、在宅の障害者に、福祉
タクシー利用券(タクシー基本料
金の助成)が春日市社会福祉協議
会で行っているガイドサービスの
利用券(1利用につき1時間あた
りの利用料金を助成)のどちらか
をお渡しする制度があります。
ただし、ガイドサービス利用券

は、春日市社会福祉協議会に利用
会員として登録している人に限り
ます。

平成11年度分の利用券が必要な
人は申し込んでください。

対象となる人 市内に住む身体障
害者手帳もしくは療育手帳
を持ち、次に当てはまる人

○視覚障害 1級、2級

○下肢または体幹機能障害 1級、
2級

○心臓、じん臓、呼吸器、小腸、
ぼうこう、直腸機能障害、ヒト
免疫不全ウイルスによる免疫機
能障害 1級

○療育手帳 A判定

※ ただし、施設入所中の人や入
院している人は対象になりませ
ん。

受付開始日 3月23日(火)

にんじん地
今月の健康料理



色の濃い野菜(緑黄色野菜)は、
体の中でビタミンAに変わるカロ
チンを豊富に含んでいます。

ビタミンAには、ガンの抑制効
果があるともいわれ、1日に10
0gの緑黄色野菜を取ることが望
ましいとされています。

そこで、今回は緑黄色野菜を使

った献立を紹介いたします。

食卓に彩りを
添えて
MILK SAUCE

材料(4人分)
▽シユンギク 200g▽切り干
し大根 20g▽ニンジン 30g▽
白こま 大さじ1½

調味料
▽砂糖 大さじ1▽しょうゆ 大
さじ1強▽からし 少々

作り方
① シユンギクはゆでて水にさら
し、3cmに切り、水気を絞る。

② 切り干し大根は水につけて戻
し、長さ3cmに切り、5分ほど
ゆでる。

③ ニンジンは長さ3cmに千切り
し、さつとゆでる。

④ すったこまに調味料を加えて
混ぜる。さらに、①②③の材
料を加えてあえる。

熱量 58kcal
塩分 0.75g
春日市食生活改善推進会

情報募集中

「市報かすが」では、「楽しい」
「すごい」「珍しい」といった家族
や人の情報を待っています。
紹介してほしい家族や人がいた
ら、お知らせください。
自薦、他薦は問いません。
連絡先 秘書広報課広報広聴係
☎(別) 1111
☎(別) 1142

リサイクル

ゆずってください

●ベビーカー(A型)▽コンビ、
メルンポップ▽白、紺▽3千円で
▽桶村(小倉) ☎(選) 3041
(FAX専用)

●照明器具▽ナチュラルな複製▽
5千円で▽石橋(下白水南) ☎
(選) 3063

●2段ベッド▽3千円で●3段ベ
ッド▽5千円で▽宮崎(大谷) ☎
(選) 2421

●テレビ台▽29型用、黒▽無料で
▽取りに来る人に▽高野(若菜台
東) ☎(選) 1294

●スクーター(50cc)▽うすい青
色▽5年ほど使用▽無料で▽石丸
(大谷) ☎(選) 5710

ゆずってください

●キーボード▽3千円で▽福田
(上白水) ☎(選) 2202

●ディズニー英語システム、プレ
イメイトセット▽無料で▽渡辺
(春日公園) ☎(選) 1489

●中古自転車▽26インチ以上▽千
円以内で▽修理して留學生にゆず
ります▽平山(須玖北) ☎(選)
0941

《このコーナーの利用は》

■はがきに住所、氏名、電話番号、
品物名(色、サイズ、特徴など詳
しく)、有料・無料の別(有料の
場合は1方向を上限とする希望価
格)などを書いて広報広聴係に送
ってください。

【注意】品物の引き渡し、クレイ
ムなどは当事者間で相談して解決
していただきます。

市報が届かないときは
市役所へ
ご一報ください



「市報かすが」は、毎月
2回、1日と15日に発行し
ています。

もし発行日までに届かな
い時は、お知らせください。

連絡先 秘書広報課広報広
聴係



市無料法律相談 (月1回)

▷3月17日(水)・4月14日(水)▷10~16時▷市役所2階市民相談室▷先着10人程度▷受付は8時30分~15時▷問い合わせは市役所秘書広報課広報係

商工会無料法律相談

▷毎月第1水曜日▷13~16時▷春日市商工会▷☎(581)1407

県庁無料法律相談

▷毎週金曜日▷13~16時▷県民相談室(県庁内)▷☎(651)1234▷電話での予約が必要

有料法律相談

▷天神法律相談センター▷毎週月~土曜日10~16時(土曜日は12時30分まで)▷夜間相談(月・水・金曜日16~19時)▷☎(741)3208▷電話での予約が必要▷料金は30分程度で5,250円(消費税含む)

子ども・家庭110番

▷月~金曜日9~19時、土・日曜日、祝日9~17時▷県中央児童相談所▷☎(586)4152

家庭児童相談

▷毎週月~金曜日▷市役所福祉課

子育て相談

▷毎月第2・4火曜日▷10~16時▷市内各保育所

心配ごと相談

▷毎週木曜日▷10~15時▷春日市社会福祉センター4階▷☎(581)7225

特設人権相談 (月1回)

▷4月6日(木)▷10~15時▷家庭、学校、近隣などの人権問題について▷市役所2階市民相談室▷問い合わせは市役所厚生課

人権相談

▷人権、女性差別、労働差別などについて▷福岡法務局筑紫支局▷☎(922)2881

県交通事故相談

▷毎週月~金曜日▷9~17時▷県交通事故相談所(県庁内)▷☎(622)0403

交通事故相談

▷毎週月~金曜日▷9時30分~16時40分▷日本損害保険協会相談センター▷☎(713)7318▷電話相談も可

不動産相談

▷毎月第1・3木曜日▷13~16時▷県民相談室(県庁内)▷☎(651)1234▷電話での予約が必要

消費生活相談

▷毎週月・木曜日▷10~15時▷市役所2階市民相談室

女性問題に関する相談

▷毎週月~金曜日▷市役所厚生課男女共生推進係

女性のための総合相談

▷月曜日を除く毎日▷9時30分~16時▷あすばる相談室(県クローバープラザ内)▷☎(584)1266▷専門相談(法律・健康など)は月1~2回で予約制

クレジット・サラ金電話相談

▷毎週木曜日▷18~20時▷福岡県司法書士会▷☎(722)4131▷一般相談(月~金曜日13~16時)も行ってます

不安・悩み電話相談

▷24時間いつでも可▷福岡いのちの電話▷☎(741)4343

小・中学生のための悩み電話相談

▷毎週月・水・金曜日▷8時30分~17時▷ヤングテレホン(春日市役所内)▷☎(584)1140

聴覚障害者のためのFAX悩み相談

▷月~金曜日9~18時、土曜日9~13時▷福岡いのちの電話▷☎(721)4343

くらし・行政なんでも相談

▷法律・年金・福祉・税金・労働・行政・職業などから毎日1~3種類の相談を実施▷受付10~17時(例外あり)▷天神岩田屋お客様サロン(☎781-7830)▷問い合わせは九州管区行政監察局(☎473-1100)

高齢者のための相談

▷月曜日を除く毎日▷9~16時▷シルバー110番(県クローバープラザ内)▷指定曜日には法律・医療・年金の専門相談(予約制)もしています▷☎(584)3344

暮らしの相談

▷法律相談(第1・3・5木曜日)▷税務相談(第1・3・5火曜日)、公的年金相談(第2・4木曜日)、貯蓄相談(第2・4火曜日)、介護相談(第1~4金曜日)▷福岡大名暮らしの相談センター▷☎(721)6496▷電話での予約が必要

散 悲しい時に泣くこと

私が幼稚園のころ、大好きだった祖母が突然自宅で倒れました。なぜかその場面は今でもよく覚えていて、両親がバタバタと動き回っているのが、幼いながらも異常を感じた。私泣きだすと、「泣いたらばあちゃんも死んで死ぬぞ」と父に言われました。その一言で私はビタリと泣きやみました。▼その後、祖母はじきに亡くなりましたが、通夜の時も葬式の時も私は泣きませんでした。そしてそれからしばらく、私は泣かないと同時にまったく笑わない子になってしまいました。ある日父に、「ごめん。悲しい時は泣いていいんだよ」と言われて初めて、私は大きな声でたくさん泣いたそうです。▼その時はわからなかったけれど、泣くというのは実はとても大切なことのように思います。泣いたってどうしようもないこともたくさんあるけれど、涙を流すことで癒されることも確かにあると思います。▼大人になるにつれて、人前で泣くのはとても恥ずかしいことのように思いますが、つい泣きたい時に思いきり泣くことができます。そこから一つ前に進むような気がします。

まののち にゅー

アフリカの自然保護のために 青年海外協力隊員の 栗原さん帰国

平成7年12月に青年海外協力隊員としてアフリカのマラウイ共和国に渡っていた栗原智昭さんが、このほど任期を終えて帰国。2月17日、市役所に白水市長を訪ね、



△笑顔で白水市長と握手する栗原さん

任期中の成果と無事を報告しました。
マラウイ共和国は、アフリカ南東部の内陸国で治安もよく、栗原さんが赴任した国立公園は、標高800mの高地で大変過ごしやすいく所だったそうです。
大学院を中退してまでこの協力隊に参加した栗原さんは、その熱意を示すように、2年間だった任期を1年延長。3年間にわたって自然保護のための動植物の生態調査などに携わってきました。
市長のねぎらいのことばにこたえて「あつという間の3年間で、現地の豊富な自然も食糧確保のために開墾され、随分と森が減ってきています」とアフリカの環境の変化を憂いながらも、大役を果たした満足感あふれる笑顔を見せていました。

須玖児童センター子育て支援事業

トールペイント教室

2月9日、須玖児童センターで子育て支援事業トールペイント教室が行われました。
トールペイントは、開拓時代のアメリカ人が古くなった缶やブリキ製品に彩色して使ったのが始まりです。現在は、白木の小物入れや箱などにアクリル絵の具で絵を描き、楽しんでいきます。
この教室は、母親にもゆとりのある時間を過ごしてもらい、また、たくさんの人と接する場を提供しようとして行ったものです。
参加した23人は、用意された白木に文字や花の絵などを描いて「ウェルカムボード」をつくりました。



健康づくりのリーダーを目指して
**ヘルスアップ教室で
郷土料理作り**
2月16日、大谷公民館で、ヘルスアップ教室の一環として料理教室が行われました。
ヘルスアップ教室は、市が行っている健康づくりボランティア養成講座のことで、介護や運動、栄養など、健康づくり全般に関することを受講者に学んでもらい、地域での健康づくりのリーダー（ヘルスリーダー）を育成することを目的としたものです。
この日の内容は、博多の郷土料理のがめ煮や、鶏以外の具を一切入れない春日市独自の鶏ごはんなどを作る調理実習。参加した21人の教室生たちは、これらの料理の栄養価についても学びながら、楽しく料理をしていました。



▷ はみださないよう、慎重に

市の人口 ●人口103,576人 ●世帯数38,935世帯
●男51,207人 ●女52,369人 (2月15日現在)

※市報かすがは森林資源を守るため再生紙を使用しています。